

JA岩手ふるさとが取り組む畜産農家の経営継承支援

主事研究員 小田志保

1 畜産農家の経営継承支援が課題に

中小企業を中心に、団塊世代の経営者の大量リタイアが生じているため、農業を含め、経営継承の支援強化が必要になっている。国は税制優遇枠の拡大等、事業継承税制の抜本的な改革に着手し、JAグループでも、2016年以降、JA全中は経営継承の手引きを作成し、17年には全農も「事業承継ブック」を公刊し、情報発信が強化されている。

加えて、畜産部門では牛の価格の高騰により、畜産農家の資産評価額は上がり、経営継承に関する節税対策が課題になっている。一般に無償貸与(使用貸借)され、後継者の納税負担が少ない農地等と違い、棚卸資産である肉用牛と減価償却資産である乳用牛では、後継者の贈与・相続にかかる納税負担は大きい。

すでに取組みを開始しているJAもある。そのなかから、JA岩手ふるさと(以下「JA」)の畜産農家に対する経営継承支援の取組みを紹介する。

2 情報共有が取組み開始のきっかけ

JAの管内は、銘柄牛の前沢牛やいわて奥州牛の産地、奥州市と金ヶ崎町である。18事業年度末の正組合員数(10,976)が准組合員数(5,980)を上回る、農村地域のJAといえる。

JAの経営継承支援は、JAと県連等が会議を通じて情報共有したことを機に始まった。16年4月に岩手県中央会に「担い手サポートセンター」(以下「担い手SC」)が設置され、JAでは営農経済と金融関連の担当役職員と県

中・県連担当者が「担い手農家情報共有連絡会」(以下「連絡会」)に参加し、農家の経営課題の共有や解決策の検討が行われてきた。

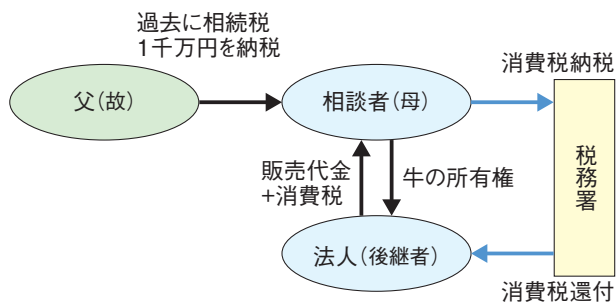
この流れのなか、17年3月の連絡会で、あるJA職員が肥育農家から経営継承の相談を受けたと報告した。これに対する提案で、県中の「経営相談・管理サポート態勢強化事業」(以下「同事業」)を活用すれば、担い手SCと提携する税理士をJAが取り組む個別相談や研修会に派遣できると紹介された。これを機に、17年度からJAは、畜産農家の経営継承支援に乗り出すこととなった。

3 肥育農家の経営継承を実行

JAの取組み1例目となったのは、100頭規模の肉用牛肥育農家における経営継承支援であった。この農家では、相談前からすでに後継者が実質的に経営を担っており、1億円弱に達する棚卸資産を相談者から後継者へ継承する際の節税対策が課題になっていた。相談者自身も配偶者から近年相続した際、1千万円超の相続税が課せられており、対策の必要性を強く認識していた。

そこで、相談者はJAを介し同事業を使って税理士に相談し、18年4月に後継者が法人を設立し、相談者はこの法人に牛を販売することにした。こうすると、今度は販売の際に後継者へ消費税が課されることとなるが、同法人の1年目は仕入額が売上額を上回ることから、消費税の還付を受けることができた(第1図)。

第1図 1例目となった肥育農家の経営継承



資料 ヒアリングをもとに筆者作成

4 成功のポイントとJAの役割

(1) 成功のポイント

このような節税対策の実行には、ハードルがある。まず、生き物相手の畜産農家は過重労働に追われ、節税にかかる情報収集を自ら行う余力はない。現に、相談者自身が配偶者からの相続の際に節税対策を講じていなかった。また、法務・税務は複雑で、JA職員にとって税理士の業域を侵す行為は違法となるため、取組みの際には慎重な対応が必要になる。

したがって、今回のようにJAが同事業を活用し、税理士に相談できたことは大きい。

注目すべきは、16年度末の情報共有から17年度には支援の取組みが開始されたという着手の早さである。これは、現場の課題が連絡会を通じて、JA内外に情報共有されたことが強く影響していると思われる。連絡会で提案を受ける前から、JA職員も同事業の存在を認識はしていたが、連絡会に参加したことで、現場で受けた相談内容に同事業が活用できると確信できた。また、岩手県のJAグループ全体で同事業を設置するほど経営継承支援が重要視されていると、連絡会に出席していたJAの役員や金融サイドの職員にも理解されたことも、早期の取組みにつながったと思われる。

(注)江刺区を除く。

(2) JAの役割と取組みの効果

この取組みでJAは、全体の調整役としての役割を果たしている。JAは専門的な内容は税理士に任せ、書類の不備はないか等、事務的な支援を含む全体の調整役として機能した。相談者においては書類の再提出等の煩雑性は減り、スムーズに手続きが進んだ。

また、牛の販売代金を得た相談者は、その代金を一時払終身共済等、JAの共済事業を活用し、個人としての相続対策を実行できた。つまり、経営継承支援に取り組んだ結果、経営を引き継いだ担い手農家とJAの関係性が強まっただけではなく、共済事業の実績にも寄与したわけである。

もちろん、資産価値のある牛を継承するならば、換金して納税すべきという考えもある。しかし、例えば前沢牛の肥育期間は20か月ほどと長期で、期間途中での販売はロスが大きい。さらに、牛の個体価格の変動は、外部環境に起因し、畜産農家にその責を負わせるべきではない。

5 畜産農家の経営継承支援にJAが取り組むには

一般に、畜産農家の経営継承に、JAが取り組むには、組織内の体制づくりが課題となる。今回の事例は肉用牛産地であり、JAは比較的取り組みやすかったと思われるが、産地以外のJAでは管内に畜産農家の数は少なく、JA内での畜産農家の経営継承に向けた体制づくりは困難であろう。

このため、岩手県のように県連等がJAと連携し支援する体制や、単協管内や県域を超えた取組体制等、既存の組織を超えた組織横断的な体制構築が望まれる。

(おだ しほ)